

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	19 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月及び同年3月

高校卒業と同時に、A市B区のC社に見習として入社し、社長に国民年金に加入するよう勧められたので、同区D地区の近くの役所に行き国民年金の加入手続をし、以降、保険料をきちんと忘れること無く支払ってきた。

昭和46年10月からE市の親元に戻り就職活動をしていたが、同年10月から47年3月までの保険料は自分で納付していたのに、申立期間の2か月間だけ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分で国民年金への加入手続を行って以来、申立期間を除き、国民年金の加入期間である32年5か月間の国民年金保険料をすべて納付しており、付加保険料も51か月間納付しているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人は昭和46年10月にE市の親元に戻った後、国民年金の転入手続はF区役所で行ったと記憶しているところ、同市の区制施行が47年4月1日であること、及びG社会保険事務所の払出簿に「47. 5. 29 E市」と記載されていることから、同区への転入手続は同年5月以降にされたと推認でき、申立期間については過年度納付が可能である。

さらに、申立人が所持する昭和47年8月25日付けの同年4月から6月までの国民年金保険料の領収書によると、住所、生年月日、及び国民年金手帳記号番号は申立人と一致しているが、氏名が申立人とは別人になっていることから、申立期間の過年度納付書が交付された時にも当該別人名義で記載されるなど、申立人の納付記録が適切に管理されていなかった可能性が認められる。

加えて、申立人は申立期間当時、就職活動中ではあったものの、H国に行く

目的で貯金していたとしており、申立期間に係る保険料を納付できなかった等の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

国民年金制度発足当初から実母が私の加入手続をして、保険料を納付してしてくれた。結婚後も引き続き任意加入に切り換え、夫が保険料を納付していたので、申立期間の途中の1年間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、結婚後も任意加入に切り換え、申立期間を除く60歳までの国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は任意加入期間で12か月と短期間であるとともに、申立期間の前後が納付済みであり、その当時、申立人の住所に変更は無く、生活状況も大きな変化がみられない上、保険料を負担していた申立人の夫は公務員で経済的に保険料を納付できる状況であることを踏まえると、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、当時、申立人の夫が勤務する職場では、国民年金保険料を職場単位で集金していたことが推認されることから、申立期間が未納となることは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から39年3月まで

昭和37年に20歳になった時、A町役場の集金人から国民年金の加入とその保険料納付は強制であるとの説明を受けたので、国民年金に加入して保険料は集金人に納付していた。

その後、半年ぐらい集金が無かったが、昭和39年に新しく来た集金人が、その時に納付した保険料について、私の国民年金手帳の印紙検認記録欄に検認印を押したので、私から「これまでに納付した期間（申立期間）も印紙検認記録欄に検認印を押してほしい。」と依頼したが、「日付が違うため押印できない。」と言われたこと、及び申立期間に係る印紙検認台紙にはすべて印紙がはられていたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料について、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入経緯及び保険料納付についての記憶が具体的であり、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳に到達して間もない昭和37年10月から同年12月までの間に払い出されたものと推認できる。

また、「昭和39年度に新しく来た集金人が、その時に納付した保険料について、国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄に検認印を押していたことから、なぜ申立期間については押されなかったのかを尋ねた上、納付していたのだから申立期間についても検認印を押してほしいと依頼したが、『日付が違うため押印できない。』と言われた。」と供述するなど、昭和39年11月ごろに初めて訪れた集金人との会話の内容を鮮明に記憶している。

さらに、申立期間に係る国民年金手帳の保険料納付処理状況について、申立

人は、「昭和 37 年度から 38 年度までの、右側の印紙検認台紙には間違いなく印紙がはられ検認印が押されていたが、左側の印紙検認記録欄には何も記載が無いために、印紙検認台紙だけを切り取られ持ち帰られると、当該期間の納付記録が自分の手元に何も残らないことから、当該手帳の印紙検認記録欄にも押印を求めた。」と主張しているところ、その際に当該集金人が、「日付が違うため押印できない。」と言った理由は、検認日の問題を説明し、前任集金人が印紙検認台紙に印紙の貼付^{ちようふ}を行っていたことを確認したためであったものと推認できることから、申立人の主張に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1095

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から同年9月まで

満20歳になり国民年金に加入したが、昭和48年10月に厚生年金保険被保険者となるまでの期間に納付した申立期間の国民年金保険料については、還付されたことになっている。しかし、当該期間は、厚生年金保険被保険者期間ではなく、還付金を受領した記憶も無い。

申立期間を国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が国民年金の強制加入被保険者であった期間であり、A市が保管する国民年金印紙検認票により、申立期間の国民年金保険料が納付済みであることが認められる。

また、当該国民年金印紙検認票には、申立期間について還付処理が行われたとする記載はあるものの、社会保険庁の記録により、申立期間は被用者年金の被保険者期間ではなかったことが確認できることから、当該期間について、国民年金の資格取消の上、納付済みの国民年金保険料を還付する合理的な理由が無く、国民年金保険料は還付する必要が無いものと判断される。

さらに、申立人は還付手続に関する記憶も無いとしていることから、当該還付処理は行政側の誤りであると認められ、申立期間は保険料納付済期間として取り扱うことが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む。）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和14年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和47年7月から48年3月まで

夫から国民年金は1か月でも多く掛けた方が将来のために得であると教えられた。保管している国民年金手帳の資格取得年月日が昭和47年7月1日と記載されていることから、同年6月ごろに夫がA市役所で国民年金の任意加入手続（付加年金を含む。）を行ったと思われ、国民年金手帳は加入手続の後に郵送されたと記憶している。申立期間の保険料は、主に私がB郵便局かC銀行D支店で納付していたが、夫が納付したこともある。

保険料の金額は、現在所持している昭和48年4月から同年9月までの領収証が3か月分で2,700円となっていることから、それに近い額だったと思う。

夫は当時E社に勤務しており、保険料は比較的容易に納付できたので、申立期間の保険料が未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間以降は国民年金第3号被保険者期間を除き、昭和48年4月から61年3月までの期間及び平成6年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料（付加保険料を含む。）をすべて納付している上、申立期間は9か月と短期間である。

また、F町が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿兼検認記録カード及び申立人が所持している国民年金保険料領収証書により保険料の納付年月日が確認できる昭和48年4月から同年9月までの期間、及び55年1月から58年1月までの期間の保険料（付加保険料を含む。）については、現年度納付していることが確認できる上、申立人の夫の転勤に伴い数回転居してい

るが、その都度、申立人は住所変更手続を適正に行っていることから、申立人の国民年金制度に対する意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は、E社に勤務しており、経済的に保険料を納付できない状況にはなかったと推認できる。

加えて、i) 資格取得年月日については、国民年金手帳には昭和47年7月1日(任意)と記載されているが、社会保険事務所の記録には48年4月1日(任意)と記録されており、いずれも訂正された形跡は無いこと、ii) 国民年金手帳記号番号の払出日について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により48年3月10日と確認できるが、年金手帳に記載されている資格取得記録は47年7月1日と両者の間に相当な開きがあること、iii) 年金手帳の払出日が48年3月10日であるにもかかわらず、記録上の資格取得年月日が48年4月1日になっていることなどの理由について、いずれも社会保険事務所では「不明」としていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかったと考えられる。

その上、申立人に払い出された国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者22人の記録確認を行った結果、その資格取得時期は、昭和47年4月1日から48年3月1日までとなっていることから、申立人の資格取得記録が48年4月1日となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料(付加保険料を含む。)を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1097

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年8月から同年10月まで

昭和62年8月にA市B区役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続及び妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、同時に申立期間について夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。

妻は長期療養中のため、妻の国民年金の加入手続及び保険料の納付はすべて私が行っていたのに、私の申立期間について納付の記録が無く、妻だけが納付済みの記録とされている。

申立期間の国民年金保険料について、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人は「昭和62年8月に厚生年金保険から国民年金への切替手続と同時に、妻の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、申立期間の保険料は妻の分と一緒に納付した。」と主張しているところ、申立人の妻は、申立期間に第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更されていること、及びその妻の申立期間に係る保険料は納付期限内に納付されていることがA市の保管する被保険者名簿により確認できることから、申立内容は基本的に信用でき、申立期間について、その妻の保険料のみ納付していながら、申立人の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、長期療養中である妻の国民年金に係る加入手続、被保険者資格の変更手続及び保険料の納付を申立人がすべて行っていたことから(申立人の妻は昭和56年1月から国民年金に任意加入しており、第3号被保険者になるまでの期間に係る保険料をすべて納付している。)、申立人の国民年金制度に対する

意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年2月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月から45年2月まで
② 昭和60年1月から同年3月まで

申立期間①の国民年金保険料は、昭和46年5月ごろ社会保険事務所から納付督促を受け過年度納付したところ、この期間の保険料は還付済みで未納とされているが、自分には還付された記憶は無い。また、申立期間②の保険料は、当時、必ず納期限内に銀行で納付していたはずである。

両申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和44年4月から45年2月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳の資格記録及び社会保険庁の記録から国民年金の未加入期間であることが確認できるものの、i) 申立人は、社会保険事務所の納付督促に基づく国民年金保険料を46年6月12日にA市内の郵便局で過年度納付したことを示す領収書を所持していること、ii) 社会保険事務所の特殊台帳(マイクロフィルム)にも同期間は納付済みと記載されていることから、行政側が、本来は未加入期間で国民年金保険料を納付できない期間に係る保険料を収納していたことが確認できる。

また、当該特殊台帳には、当該期間の国民年金保険料を過誤納保険料として還付決定した日付(昭和49年10月31日)が記載されているところ、当該期間のうち、昭和44年4月及び同年5月は国民年金の強制被保険者期間であり、還付する必要が無い期間であることから不適切であり、当該期間を納付済期間とする必要がある。さらに、任意被保険者の未届期間であった同年6月から45年2月までの期間についても、未加入期間の保険料を収納し

てから3年以上経過した後に還付決議を行っていることなど、不自然な事務処理が見受けられる上、申立人は「還付金を受領した記憶が無い。」と供述している（社会保険事務所が保管する還付整理簿には、還付決定日のほかに「時効消滅」と記録されており、申立人が還付金を受け取らないまま時効を迎えたことが確認できる）。このことから、申立人に対し、適切に還付の通知がなされなかった可能性がうかがえ、長期間国庫歳入金として取り扱われていた当該期間の保険料相当額を、被保険者資格が無かったことを理由に納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

しかしながら、申立期間①のうち、i) 昭和43年3月の国民年金保険料については、国民年金の未加入期間に係る過誤納保険料として社会保険事務所の被保険者台帳（マイクロフィルム）に還付決定年月日等が記載されており、公簿上に不自然な点が見当たらないことから、同月の過誤納保険料が還付されていないものとは考え難いこと、ii) 43年4月から44年3月までの期間については、申立人の所持する国民年金手帳の資格記録及び社会保険庁の記録から国民年金の未加入期間であることが確認できる上、「申立期間①のうち、1年程度は保険料の未納期間があった。」との申立人の供述内容と一致しているほか、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、43年3月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものとは認められない。

- 2 申立期間②については、3か月と短期間であり、申立期間②前後の国民年金加入期間には未納期間が無く、申立人は納付書で納めたことを明確に記憶している上、その生活状況に大きな変化も認められないことから、申立期間②の国民年金保険料は納付されていたものとするのが自然である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年2月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものとする。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から43年3月まで

国民年金は、夫婦一緒に私が加入手続をし、夫婦の保険料も私が一緒に納めてきたはずなのに、申立期間は未納と記録されている。

その上、申立期間の一部は還付されているとのことであるが、還付の理由は不明であり、還付通知を受け取った記憶も無いので、未納とされている申立期間の保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

1 申立人及びその夫の国民年金手帳交付年月日は、社会保険事務所が保管する特殊台帳(マイクロフィルム)に、共に昭和42年10月11日と記載されており、同事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿にも夫婦連番で払い出されていることが確認でき、夫婦の国民年金の加入手続はこのころに行われたものとみられ、申立人の国民年金資格取得年月日(昭和42年3月1日)は、さかのぼって取得されたものと推認できる(申立人の夫の資格取得年月日は昭和40年6月10日)。

2 申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料は、42年11月及び43年1月の2回に分けて夫婦同一の納付年月日であることが特殊台帳の記録から確認できる上、申立人が所持する金銭出納帳にも42年11月8日及び43年1月22日に夫婦二人分の国民年金保険料がそれぞれ支出された記載が見られることから、申立人が夫婦の保険料を一緒に納付してきたものと推認できる。

また、申立人の申立期間の大部分を含む、昭和42年4月から43年3月までの期間については、社会保険事務所の特殊台帳(マイクロフィルム)により、国民年金の過誤納保険料として還付処理された上、申立人の受領が確認でき

ないまま時効を迎え、国庫歳入金として取り扱われたことが確認できるものの、申立人は42年3月から43年3月までの期間は国民年金被保険者資格を有しており、制度上、申立人が42年4月から43年3月までの期間を国民年金被保険者資格喪失期間とされた上、納付済みの保険料を還付される理由は存在しない。

さらに、当該特殊台帳には、未納期間に対する充当処理の形跡も見られず、当該処理は社会保険事務所の誤りであると認められることから、申立期間のうち、昭和42年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料は保険料納付済期間として取り扱うことが妥当である。

- 3 申立期間のうち、昭和42年3月の国民年金保険料については、申立人の所持する金銭出納帳の42年11月8日の欄に、一人分1か月の保険料相当額の記載が見られる。

また、申立人の夫の昭和40年6月から41年3月までの保険料は、42年12月26日に過年度納付されていることが、社会保険事務所の特殊台帳の記載内容から確認できる上、金銭出納帳の同月欄にも同保険料相当額の記載が見られることから、夫婦の納付月日は一致していないものの、42年11月から同年12月にかけて、未納期間の過年度保険料を納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は申立期間以外に国民年金保険料の未納が無く、申立人の夫も国民年金加入期間に未納が無いなど、夫婦の国民年金の納付意識は高かったものと認められ、過年度納付を行い、未納期間を解消するように努めていた申立人が、昭和42年3月の1か月分の保険料を未納のまま放置していたとは考え難く、保険料を納付したものと考えるのが自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和39年8月1日、資格喪失日に係る記録を40年8月1日とし、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月1日から40年8月1日まで

A社には、昭和36年6月1日から43年3月25日まで途切れることなく勤務していたにもかかわらず、同社B出張所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。

しかしながら、申立期間においても、当該事業所の職員として継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社本社に保管されていた退職金計算書の写し(以下、「退職金計算書」という。)、同僚から提出された申立人の入社日が確認できる昭和39年6月30日現在における役職員名簿の写し(以下、「役職員名簿」という。)、事業主の供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が39年6月30日からA社B出張所に勤務していたことが認められる。

また、事業主は「申立人は申立期間においても当社の職員として継続して勤務していたことから、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。」と供述していること、及び役職員名簿に記載されている同僚一人から提出された昭和39年11月を除く申立期間の給与明細書の写しにより、申立期間において、A社B出張所から給与が支給され、厚生年金保険料を控除されていることが確認できることから判断すると、申立人についても、

申立期間に係る給与を同出張所から支給され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認することができる。

一方、社会保険事務所の記録によると、A社B出張所は昭和41年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間は厚生年金保険の適用事業所に該当していないが、同社は法人事業所であり、役職員名簿により、同出張所には申立期間を含む39年6月30日に11人の従業員が常時勤務していたことを確認することができることから、同日時点において、同出張所は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

しかしながら、申立人のA社B出張所における厚生年金保険の被保険者資格取得日については、事業主は「当社B出張所に勤務する職員は本社で厚生年金保険に加入していたが、昭和39年8月ごろに本社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同出張所に対し厚生年金保険の新規適用に係る届出を行うよう指示した。」と供述している上、役職員名簿に記載されている11人のうち厚生年金保険の加入記録を特定できない一人を除く10人全員が、社会保険事務所の記録における同社本社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和39年8月1日となっていることから、同日を申立人のA社B出張所における厚生年金保険の被保険者資格取得日とすることが妥当である。

なお、申立人のA社B出張所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日については、退職金計算書によると、申立人は昭和40年5月1日に同社C出張所に転勤しているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の同出張所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は同年8月1日となっていることが確認できる。

これについて、事業主は「発令日は昭和40年5月1日であるものの、実際にB出張所からC出張所に赴任した日が同年8月1日であると考えられる。」と供述しているところ、退職金計算書に記載されている申立人の在籍経歴と在籍していた事業所における厚生年金保険の加入記録は、いずれの期間においても一致していないことから判断すると、申立人は、A社C出張所における厚生年金保険の被保険者資格取得日である40年8月1日において、同社B出張所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和39年7月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、平成13年7月1日に資格を取得し、現在まで被保険者資格が継続しているが、当該期間のうち、16年12月10日の標準賞与額（38万3,000円）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならないと記録されているが、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、当該記録を取り消し、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を、38万3,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

平成13年7月1日からA社に勤務し、16年9月から17年7月まで育児休業を取得していた。育児休業期間中に支給された賞与について、事業主から賞与支払届が提出されていなかったが、21年2月に事業主から改めて同届を提出してもらった。

社会保険事務所から、申立期間について時効である旨の説明を受けたが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分の賃金台帳の写し、賞与支給金額と社会保険料控除額が記載された所得税源泉徴収簿の写し及び同年分の源泉徴収票の写しにより、申立人は、同年12月10日に当該事業所から賞与の支払いを受けていることが認められる。

また、社会保険庁の記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく、育児休業期間中の厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことが確認できる。

一方、当該事業主より提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにより、事業主は申立てに係る賞与支払届を、厚生年金保険法第75条本文の規定による保険料の徴収時効が成立した後である平成21年2月に提出したことが確認できるが、同法第81条の2の規定に基づき事業主より免除の申出があ

った場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については、徴収が行われないことから、たとえ、申立期間当時に申立期間の厚生年金保険被保険者賞与支払届の届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる標準賞与額であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳、所得税源泉徴収簿及び厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しにおける当該賞与額から、38 万 3,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年12月30日、16年6月30日及び同年12月30日の標準賞与額をそれぞれ、26万9,000円、25万7,000円及び25万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日
② 平成16年6月30日
③ 平成16年12月30日

平成11年9月1日からA社に継続勤務しており、平成15年12月30日、16年6月30日及び同年12月30日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答があった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業主から提出された賞与支払明細書により、申立人は、平成15年12月30日、16年6月30日及び同年12月30日に、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支払明細書における厚生年金保険料控除額から、申立期間①は26万9,000円、申立期間②は25万7,000円及び申立期間③は25万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していなかったことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に

基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該賞与に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1027

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和39年1月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月4日から39年10月1日まで

A社の職員として、昭和39年1月4日から平成15年3月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得日は39年10月1日とされており、この記録は、私の勤務実績とは相違している。

申立期間当時の給与明細書等は保管していないが、申立期間において当該事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の入社日が確認できる発令簿の写し、複数の同僚の供述により、申立人は当該事業所に昭和39年1月4日に入社し、同日から勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「当社では、雇用形態を問わず入社日から厚生年金保険を適用していたため、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったとは考え難い。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚5人及び社会保険事務所の記録により、昭和39年1月から40年4月までの期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格取得の記録が確認できる同僚10人の併せて15人について、当該事業所に係る入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を調査した結果、入社日等が確認できない二人を除く13人全員が、当該事業所が保管する発令簿に記載されている入社年月日と厚生年金保険被保険者の資格

取得年月日とは一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の入社年月日の直近である昭和 39 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同年代で同じ職種と同僚の標準報酬月額から、1 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1028

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成5年2月から7年1月までの標準報酬月額は38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年2月21日まで
年金記録によると、申立期間の標準報酬月額が引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、平成5年2月から7年1月までの申立人の標準報酬月額は38万円と記録されていた。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年2月21日の3日後に申立人を含む4人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が5年2月から7年1月までは9万8,000円に訂正されていることが確認できる。社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から38万円とすることが必要であると認められる。

北海道厚生年金 事案 1029

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA社における資格取得日は、昭和39年9月9日、資格喪失日は同年11月9日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立人のB社における資格取得日は、昭和43年8月1日、資格喪失日は44年4月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から同年11月まで
② 昭和43年8月から44年3月まで

申立期間①は、A社に勤務した。

申立期間②は、B社に勤務した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、いずれの申立期間も厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名の者が、昭和39年9月9日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年11月9日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している記録が確認できる。

当該期間の記録は、申立人と氏名、生年月日及び性別が一致することから、申立人の記録であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する今回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管するB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同姓同名の者が、昭和43年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、44年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している記録が確認できる。

当該期間の記録は、申立人と氏名、生年月日及び性別が一致することから、申立人の記録であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する今回統合する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

- 3 なお、申立人の両申立期間に係る社会保険庁の記録が、基礎年金番号と未統合となっていた理由は、申立人は目が不自由であったため、社会保険庁からの記録の確認に対応できなかったと推測される上、年金記録の確認の申立てにおいても、介護者を通じての申立てであったため、申立内容を的確に伝えられなかったことによるものと考えられる。

北海道国民年金 事案 1100

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から50年3月まで

昭和44年3月ごろ、私はA町役場（現在は、B市）で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月同役場で納付していた。45年の結婚後は、妻が私と二人分の保険料を一緒に納付していた。

申立期間について、妻の保険料が納付済みであるのに、私の分が未納であることは不自然であり、間違いなく毎月納付していたので、保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の記憶も定かでなく、国民年金保険料の納付に係る具体的な状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が昭和51年2月ごろであることから、申立期間のうち、一部期間は時効により保険料が納付できない期間になっている上、それ以前に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付書により銀行で納付していたとしているが、申立期間のうち昭和44年3月から47年3月までは印紙検認方式による納付方法であり、納付書では納付できない期間である。

加えて、申立人は、申立期間の保険料を月額450円としているが、当該期間は月額250円から1,100円まで区々であり、申立内容と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1101

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から60年3月まで

昭和52年11月にA市B区から同市C区に転居後、国民年金の集金人が訪れた際、「国民年金保険料の納付は国民の義務である。」と言われたので、申立期間の保険料を、同市役所か社会保険事務所の集金人に、電気料金などの公共料金と同じように納付していたはずである。

申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A市B区に在住していた昭和52年ごろに同市B区役所から国民年金保険料の納付書を受領していたこと、及び同年11月に同市C区に転居した後に、国民年金保険料の集金に訪れた同市役所か社会保険事務所の職員に、『国民年金保険料の納付は国民の義務である。』と言われて、申立期間の国民年金保険料を納付したと記憶している。」と主張している。

しかしながら、i) A市では国民年金保険料の収納について、昭和50年3月に集金人による収納方式を廃止し、同年4月以降は納付書により収納する自主納付方式に変更していること、ii) 申立期間当時、社会保険事務所が国民年金保険料を集金人により収納していた事実は確認できたが、同事務所では同一の被保険者に対して恒常的に集金を行うことは無かったとしていることから、申立期間の保険料について定期的に集金人に納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

また、申立期間は89か月と長期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる記録が存在していないことから、国民年金の未加入期間である申立期間について、申立人に納付書が送付されることは無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間の前後にも国民年金の未加入期間が存在しており、申立期間に係る保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1102

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年1月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年1月から56年3月まで
昭和55年1月に結婚し、その数か月後にA町役場から国民年金の加入案内が来て、国民年金に加入した。

国民年金保険料については、義父からお金を借りて、まとめて納付したことを覚えており、保険料の未納は無いはずである。

申立期間について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年1月に結婚し、その後間もなく、国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が現在所持している国民年金手帳の記号番号は、58年6月に払い出されており、申立人の主張と一致しない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は、時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、その義父からお金を借りて、まとめて国民年金保険料を納付した記憶があるとし、保険料の未納が無いはずであると主張しているが、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳の記録から、申立人が昭和56年4月から58年3月までの期間について、保険料をさかのぼってまとめて納付していることが確認できることから、申立人がまとめて納付したとする保険料は、当該期間の保険料であると推測される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1103

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から50年3月まで

私の国民年金は、昭和44年4月ごろに亡夫が加入手続を行い、日常生活費以外の税金及びその他の支払は、すべて亡夫が行い、国民年金保険料も亡夫が夫婦一緒に納付していた。

このため、未納とされている申立期間の保険料についても、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和44年4月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行い、申立人の保険料の納付も夫が行ったとしているが、申立人自身は関与しておらず、その夫は既に死亡しているため、申立人に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年5月ごろに払い出されたものと推認できることから、その時期に申立人の国民年金の加入手続が行われ、申立人の所持する国民年金手帳に記載された国民年金の「初めて被保険者となった日（昭和44年2月1日）」は、さかのぼって資格取得（強制加入）された日付と考えられる。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和50年5月ごろの時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは時効により納付できないところ、申立人には特例納付によりさかのぼって保険料を納付した記憶は無い上、それ以前に、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立期間は6年間と長期間であり、申立人が申立期間に係る国民年

金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1104

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から41年9月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月から41年9月まで

私は、国民年金に昭和36年4月から加入し、保険料を納付していた。その後、厚生年金保険の適用事業所で働くことになったが、その間も途中まで国民年金保険料を納付していた。社会保険庁の記録では、この重複した申立期間に係る国民年金保険料が還付済みとなっているが、私は還付金を受け取ったという記憶は無いので、申立期間の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、還付金を受け取った記憶が無いと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人が昭和39年11月から60年8月まで厚生年金保険被保険者期間であったことが確認できる上、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)には、申立人の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間について、「還付39.11~41.9まで2,300円(44.2.26)」と記載されていることから、申立人が厚生年金保険被保険者期間であるのに、国民年金保険料を重複して納付したことにより、44年2月26日に過誤納保険料2,300円が還付決定されたものと推認できる。

また、申立人の亡夫も昭和39年11月から平成7年8月まで厚生年金保険被保険者期間であるが、亡夫の特殊台帳にも、申立人同様「還付39.11~41.9まで2,950円(41.10.14)」と過誤納保険料が還付された記載が見られ、国民年金の加入年齢による金額及び還付決定年月日の相違を除き、重複納付期間は夫婦共に一致していることから、申立期間に係る過誤納保険料は、夫婦共にいずれも還付されたものと推認できる。

さらに、申立人は還付決定された時点で国民年金被保険者期間に未納が無く、過誤納保険料を充当すべき期間も見当たらないことから、社会保険事務所が申

立人に係る国民年金の過誤納保険料を還付することは適切な事務処理であると認められる。

加えて、社会保険事務所が保管する特殊台帳に記載された申立人に係る保険料の納付状況、還付金額及び当時の住所等に不自然な点は見られず、申立人及びその夫の記録管理に不備があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人は申立期間に係る還付金を受け取った記憶は無いという以外に、申立人が国民年金保険料を還付されていないことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から62年4月まで

社会保険事務所の記録によると、申立期間は、第3号被保険者とされているが、昭和44年2月の任意加入以後62年4月に至るまでのすべての期間について、国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料を還付された記憶も無く、どのように処理されたか明確にしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年2月から62年4月まで国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間当時、申立人の夫の勤務先に対する聴取結果から、申立人は、その夫の被扶養者になっていたことが確認でき、任意加入被保険者から第3号被保険者への種別変更の届出も、同勤務先で行われた可能性が考えられる。

また、申立人に係る任意加入被保険者から第3号被保険者への種別変更の事務処理は昭和61年6月23日に行われていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、A市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録と一致することから、61年4月に制度が創設された第3号被保険者への切替えは適切に行われたと考えられ、申立期間に国民年金保険料の納付書が送付されなかった可能性がうかがえる。

さらに、申立人の夫が所持する手帳に記載のある国民年金保険料を納付していたことを示すメモによると、昭和61年度分の保険料として記載された金額は本来納付すべき保険料額と一致しない上、62年度分の保険料として記載された金額は本来納付すべき保険料額の11か月分に相当し、申立期間の一部である62年4月分の保険料が含まれていないと推定されることから、申立人の主張は不自然であると言わざるを得ない。

加えて、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわ

せる周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1106

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から52年3月まで

昭和49年10月ごろ、A市役所で国民年金加入手続を行った。当時はB職をしており、初めは国民年金保険料を納付していなかったかもしれないが、申立期間のように3年間も未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶が無い上、保険料を納付したことが確認できる資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年7月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部（昭和49年10月から50年3月まで）は時効により保険料を納付することができない上、残りの申立期間（昭和50年4月から52年3月まで）は過年度納付となることから、管轄社会保険事務所から送付された納付書で納付しなければならないが、申立人にその記憶は無く、A市役所から送付された納付書で保険料を納付したとしていることから、申立内容に不自然さが見受けられる。

さらに、申立人に、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、A市ではすべての国民年金加入者の被保険者名簿を廃棄しているため、申立人に係る保険料の納付記録を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1030

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月から22年1月31日まで
友人の紹介で昭和21年6月にA社に入社し、22年1月末までB業務に従事したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
給与が支給され、社会保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容及び複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和22年2月28日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も所在不明であることから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚6人のうち4人は既に死亡し、一人は連絡先不明であるため供述を得ることができず、他の一人も「当時の厚生年金保険の適用等については分からない。」としている上、社会保険事務所の記録によると、当該同僚のうち一人は、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

さらに、申立人と同職種の同僚は、「昭和19年4月に当該事業所に入社したが、4か月程度のB業務についての講習期間があった。」と供述しており、社会保険事務所の記録上、当該同僚が同期入社したとする同僚5人は、入社後の4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において、申立期間中

である昭和 21 年 7 月 19 日から当該事業所が適用事業所に該当しなくなる 22 年 2 月 28 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した者が確認できない上、複数の同僚が申立期間当時一緒に勤務していたとする二人についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1031

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年12月27日から59年4月2日まで
昭和54年3月1日にA社に入社し、59年4月21日に退社するまで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。
途中で退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間にA社の取締役であったことが確認できるものの、申立人に係る当該事業所における雇用保険の被保険者記録は、昭和58年12月26日に離職し、59年4月2日に再度資格取得していることが確認でき、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日（離職日の翌日）及び再度の資格取得日の記録と合致している。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における同僚13人は、申立人と同様に昭和58年12月27日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、このうち12人は申立人と同様に59年4月2日に再度資格を取得していることが確認できる。

さらに、事業主は、当時の資料は保存されていないとして、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できる関連資料を得ることができない上、複数の同僚は、「当時、冬期間の仕事が無く工場が閉鎖され、いったん解雇された。この間は厚生年金保険の被保険者資格も喪失し、給与の支給もなく保険料も控除されていない。」と供述している。

加えて、雇用保険の被保険者記録から、申立期間当時、申立人には求職者給付金が支払われたことが確認できる上、社会保険事務所が保管する健康保険厚

生年金保険被保険者原票によると、申立人は当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 58 年 12 月 27 日に健康保険の任意継続被保険者となっていることが確認できる。

その上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1032

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 11 月 21 日から 49 年 7 月 31 日まで
昭和 47 年 11 月 21 日に A 社に入社し、同社の営業所で 49 年 7 月まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
社会保険の適用が無い会社に勤務したことは無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が保管する事業所の名称が確認できる当時の写真及び同僚である事業主の息子の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に A 社に勤務していたことが認められるが、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、当該事業所名及び類似の名称等での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、商業登記簿謄本によると、当該事業所は昭和 59 年 12 月 3 日に解散し、当時の事業主及び当時の事務担当者であった専務は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用等について関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 3 人のうち二人については、名字しか記憶していないため個人を特定することができず、厚生年金保険料の控除について供述を得ることができない上、連絡が取れる唯一の同僚は、「当時、経営が大変で給料も安かったと記憶している。」と供述しており、申立期間において、厚生年金保険料が控除されていた記憶は無い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、保険料が控除されてい

たことに関する具体的な記憶が無い。

なお、申立期間当時、事業主は当該事業所とは別の事業所を経営しているが、社会保険事務所の記録によると、別の事業所は昭和44年3月29日に適用事業所に該当しなくなった後、52年8月1日に再度適用事業所となっていることが確認でき、申立期間において事業主の厚生年金保険の加入記録は存在せず、申立人が同一事業主の経営する別の事業所において厚生年金保険の被保険者となった形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
平成 6 年 9 月 21 日から A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では同年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した記録となっている。
雇用保険は平成 6 年 9 月 21 日から加入しているので、厚生年金保険についても、同日から厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A 社から提出された入社前の経歴と入社年月日が記載された「労働者名簿」の写し、及び同僚の供述により、申立人が平成 6 年 9 月 21 日から当該事業所に勤務していたと判断することができる。

しかしながら、上述の労働者名簿には、入社年月日が平成 6 年 11 月 1 日、入社前の経歴として同年 9 月 21 日から同年 10 月 31 日までの期間について同社にてアルバイトとして雇用されていた記載が確認できるとともに、当該事業所から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の写しにより、当該事業所は申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得を同年 11 月 1 日付けで届出たことが確認できる。

また、当該事業所の現在の社会保険事務担当者は、「当時の賃金台帳は保管していないが、当時、アルバイトは社会保険に加入させず、社員として採用した後に加入させていたようだ。」と供述していることに加えて、申立人が記憶している同僚一人を含め、社会保険庁の記録により申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる同僚二人に照会したところ、二人共「正社員として採用になる少し前から勤務していた。」と供述しており、そのうち一人は「正社員になる前の期間については、厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している。

さらに、企業年金連合会が保管しているB厚生年金基金の加入記録においても、申立人は平成6年11月1日に資格取得していることが確認でき、社会保険庁の記録と一致する。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

なお、雇用保険については、申立人から提出された雇用保険被保険者証により、当該事業所は健康保険厚生年金保険被保険者資格取得の届出をした日と同日に、平成6年9月21日に遡って雇用保険の被保険者資格取得の届出をしたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 46 年 11 月 1 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を受給したことになることが分かった。申立期間以前に勤務した期間は脱退手当金を受け取ったが、申立期間については知人から「将来年金を受給する際に不利益になる。」と聞いていたので請求しなかった。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後の昭和47年6月2日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、「申立期間以前の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受給したが、申立期間については知人から将来の年金受給に不利益になると聞いたので請求しなかった。」と主張しているところ、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間以前の被保険者期間、申立期間及び申立期間後の被保険者期間はそれぞれ別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1035

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月19日から36年4月1日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受け取ったことになっていることが分かった。当時は銀行の口座は持っていなかったし、郵便局で支払いを受けた記憶も無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和36年7月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後の被保険者期間とは別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1036

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月から 32 年 3 月ごろまで
平成 20 年に「ねんきん特別便」を見て、厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。

昭和 31 年 11 月に A 社 B 支社 (平成 9 年 4 月に、A 社 C 支社に名称変更) に勤務し、D 業務に就いており、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社 C 支社は平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、A 社は他社と合併し、現在は E 社となっていることから、当該事業所を継承した E 社に照会したところ、「A 社に係る関係書類については保存されていないため、申立人の勤務実態等については不明である。」との回答であった。

また、社会保険事務所の記録から申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者 7 人のうち生存及び連絡先が判明した 3 人に照会したところ、二人から回答があったが、いずれも、「申立人について記憶が無い。」と供述しており、このうち当時、社会保険関係の事務を担当していたとする者は、「当時、すべての職員を厚生年金保険に加入させていたわけではなく、身分が嘱託の D 業務職員は厚生年金保険に加入させていなかった。D 業務職員は 3 か月ごとに成績査定があり、一定の基準を超えた職員には健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格を取得させたが、査定が通らなければ、また、嘱託職に戻り健康保険及び厚生年金保険の資格を失った。」

と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が死亡しているため、当時の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたか否かについては確認することができない上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1037

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年1月から27年7月10日まで
② 昭和55年4月から同年12月まで
③ 昭和56年4月から同年12月まで
④ 昭和57年から59年まで

申立期間①について、昭和25年1月にA社に入社してから、46年12月まで継続して勤務し、永年勤続表彰も受けたが、社会保険事務所の記録によると、同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、27年7月10日とのことである。しかし、父親の日記に、25年1月に自分が同社に入社したとの記載があったことを記憶している。

申立期間②及び③について、昭和55年及び56年の各年4月から12月までの期間、B社において、期間雇用としてC業務に携わっていた。ところが、社会保険事務所では、当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無いとの回答であった。当該事業所で働いていた当時の同僚の名前を記憶しており、働いていたことは間違いない。

申立期間④について、昭和57年から59年までの期間、D社において、三交代制の夜間勤務でE業務に従事していた。ところが、社会保険事務所では、当該事業所名では厚生年金保険の適用は無く、加入記録は無いとの回答であった。申立期間当時の事業主及び同僚の名前を記憶しており、働いていたことは間違いない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和25年4月1日から46年12月31日までの期間、A社に勤務していたこと

が認められる上、当該事業所が保管する入社日の記載のある永年勤続表彰者調書により、申立人が当該事業所に25年1月20日から勤務していたことが確認できる。

しかしながら、永年勤続表彰者調書に記載のある申立人を含む12人について、同調書に記載されている入社日と社会保険事務所の記録による当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日とが、全員が一致しておらず、最大で47か月間相違していることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、唯一連絡が取れた、申立人よりも後に当該事業所に入社した者は、「入社後2年近く臨時職員として働き、本採用になってから厚生年金保険に加入した。当時、自分と同じような状況の者がいた。」と供述している上、本人が記憶している当該事業所に入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期との関係を見ると、入社から1年7か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者14人のうち生存及び連絡先が判明した3人に照会し、3人から回答が得られたところ、このうち2人は申立人を記憶しており、うち1人は、「当時、若くて技術等を持たない者は、入社後、しばらくの間は臨時や見習いの扱いで、本採用になって初めて厚生年金保険に加入したと聞いている。」と供述している上、本人が記憶している当該事業所に入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格取得時期との関係を見ると、入社から1年11か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

なお、前述の申立人が名前を挙げた同僚及び当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった者からは、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該事業所に照会したところ、「申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当時の事務担当者も不明であることから、厚生年金保険の適用状況については確認できない。また、当社が保管している永年勤続表彰者調書以外の資料については残されていない。」との回答を得ている上、申立期間①の後に当該事業所において労務担当に就いたとする者は、「当時は厚生年金保険の加入漏れや、入社後、同保険に加入させる時期が一定ではなかったこと等が散見され、また、期間雇用も多く、基幹要員以外の者については同保険の被保険者資格取得の届出をしていなかったようにも思う。」と供述している。

これらのことを踏まえると、当該事業所は、何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、採用後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、事業主が、申立人について、採用から一定期間においてから厚生年金保険の

被保険者資格を取得した旨の届出を行った可能性を否定できない。

なお、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②及び③について、申立人の雇用保険の被保険者記録から、申立人が昭和 55 年 6 月 6 日から同年 12 月 3 日までの期間、B 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成 2 年 4 月 1 日であり、両申立期間については適用事業所ではない。

また、当該事業所に照会したところ、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 2 年 4 月 1 日からであり、それより以前に、同保険の適用事業所となったことは無く、従業員等から厚生年金保険料を徴収したことも無い。」との回答を得ている。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、両申立期間において厚生年金保険の加入記録は無く、当該同僚に照会したところ、「B 社において、昭和 54 年から 56 年までの各年 6 月から 10 月までの期間勤務していたが、勤務期間中はアルバイトであり、厚生年金保険には加入していない上、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶も無い。」と供述しており、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は、両申立期間については国民年金の被保険者となっており、これら期間のうち、昭和 55 年 4 月から同年 12 月までの期間は、申請免除期間となっていることが確認できる。

加えて、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間④について、申立人が勤務していたとする D 社は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿及び社会保険庁のオンライン記録において確認を行ったが、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い上、申立期間当時、F 業は、社会保険庁長官の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることができる事業所であり、当該事業所が任意で適用事業

所となった形跡も見当たらない。

また、申立事業所の特定のため、地元商工会議所及び業界団体等に照会したが、当該事業所の特定に至る情報は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間④当時の同僚として名前を挙げた者に照会したが、申立人の当該事業所に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について具体的な供述は得られなかった上、当該同僚自身、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録が無く、この同僚からは、「当該事業所において、厚生年金保険には加入していなかったものと承知している。給与から厚生年金保険料が控除されていたという記憶も無い。」との供述を得ている。

加えて、申立人は、当該事業所の事業主について名字しか記憶していないため個人の特定ができない上、申立人が関係者として名前を挙げた、当時、別の時間帯で就業していた事業所の事業主に照会したところ、申立人のことは記憶していたが、申立人に係る当時の周辺事情及び当該事業所の状況について具体的な供述は得られなかった。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間④については国民年金の被保険者となっており、申立期間④のうち、昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 12 月までの期間は、申請免除期間となっていることが確認できる。

その上、申立期間④について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年ごろから31年ごろまで
② 昭和33年ごろから42年ごろまで

昭和30年ごろから31年ごろまでの各年6月から12月までの期間及び33年ごろから42年ごろまでの各年4月から12月まで(42年は11月まで)の期間、請負雇用でA職としてB社に勤務していた。

当該期間の厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、加入していた形跡が無いとの回答をもらった。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、賃金から厚生年金保険料が差し引かれていたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間②中にB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和42年11月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本においても、49年10月1日解散していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、雇用保険の被保険者記録において、申立人の加入記録は存在しない。

さらに、申立人が当該事業所において一緒に勤務したとして名前を挙げた4人について、社会保険事務所の記録によると、申立人と同じA職であったとする二人を含む3人は当該事業所での厚生年金保険の加入記録は無く、他の一人は申立期間②において厚生年金保険の加入記録があるものの、当該同僚からは、申立人と一緒に勤務していたとの供述を得たが、申立人の勤務期

間及び厚生年金保険の適用についての具体的な供述は得られなかった。

- 2 申立期間①について、社会保険事務所の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した二人に照会したが、いずれも、「申立人については記憶に無い。」と供述しており、このうち当時、社会保険等の事務手続を担当していたとする者は、「当該事業所の正社員は、C職及びD職だけであり、これらの者は、厚生年金保険に加入していた。しかし、当該事業所の業務に従事していた請負雇用者については正社員ではなく、賃金は担当部署の責任者に支払われており、厚生年金保険の加入対象とはしていなかった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立期間①において、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和30年7月12日から同年8月8日までの期間、及び同年8月15日から同年10月17日までの期間は、別事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録から申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる者のうち生存及び連絡先が判明した5人に照会し、3人から回答が得られたところ、二人は、「申立人と一緒に勤務していたかは分からない。」と供述しているが、他の一人は、「申立人とは昭和38年5月から41年12月まで一緒に勤務しており、申立人はA職の責任者だった。厚生年金保険の加入対象は正社員のみと思われるが、詳しくは分からない。」との供述が得られた。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間②において、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間②については国民年金の被保険者となっており、この期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 当該事業所に勤務していた者の供述から判断すると、両申立期間において当該事業主は、勤務していた者、若しくは当該事業所の業務に従事していた者全員を一律的に厚生年金保険に加入させていた状況にはなく、当該事業所の正社員であった者について厚生年金保険の加入の届出を行っていたもの

と推測されることから、当該事業主は、A職で請負雇用であったとする申立人について、厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていなかったと考えられる。

また、両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月7日から同年7月1日まで
② 昭和33年11月1日から34年1月4日まで

両申立期間は、A社（現在は、B社）のC社D工場構内に継続して勤務していた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和33年4月7日から37年10月末まではA社の社員であったとしているが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所において、33年7月1日厚生年金保険被保険者資格取得、同年11月1日同喪失、34年1月4日同再取得と記録されており、両申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所に照会したところ、当時の資料は残されておらず、両申立期間における申立人の厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

2 申立期間①について、申立人が名前を挙げた複数の同僚及び社会保険事務所の記録により申立期間①に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の者によると、全員が、入社日から厚生年金保険の被保険者資格取得日までは、3か月から1年ほどの期間があったとしている。

また、当該複数の同僚が、「当該事業所では、入社当時は臨時社員であり、その後正社員となった。自分の入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致しないことはそのためであると認識しており、納得している。臨時社員の期間は皆、厚生年金保険に加入しておらず、給与から保険料は控除されていなかった。」と述べており、申立人自身も自分が入社した当初

は臨時社員であったとしていることから、事業主は、従業員ごとに判断し、厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

- 3 申立期間②について、社会保険事務所の記録により、当該事業所において申立人と同時期に厚生年金保険の加入記録に空白期間がある被保険者が11人（申立人を含む）存在することが確認できる。

また、当該被保険者のうち複数の者が、「昭和33年の秋ごろにC社の労使紛争の関係で、数か月間D工場が閉鎖されたため構内に入ることができず、通常の業務ができなかった。工場が閉鎖された期間は、会社の指示で他の仕事に従事したこともあったが、仕事が無い日はそのまま帰宅した。また、会社から給料が全くもらえない期間があり、自分の厚生年金保険の加入期間に1か月の空白期間があるのは、この時に生じたものと認識している。」と述べている。

さらに、C社に照会したところ、「社内記録では、昭和33年の労使紛争により、D工場は、33年9月15日から同年12月9日までの期間は完全に閉鎖されていたことが記録されている。」と述べている。

加えて、申立人は、「昭和33年当時は、C社の労使争議に巻き込まれ、D工場に入れず作業ができない期間が数か月あり、その期間は会社から給与を全くもらっておらず、厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と述べており、前述の同僚も、「D工場が閉鎖されていた期間に一時解雇扱いとなり、会社から給料を全くもらえない時期があった。」と述べていることを踏まえると、当該期間については、給与が支払われていないことから、厚生年金保険料の控除があったとは認められない。

- 4 両申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 2 月 28 日から 22 年 7 月 1 日まで
昭和 21 年 2 月 28 日から A 社に勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は 22 年 7 月 1 日となっている。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録から、申立期間中に A 社の厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる複数の者に係る氏名及び退職時期等を申立人が記憶していることから判断すると、勤務の始期は特定できないものの、申立人は、申立期間中から同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び社会保険事務所の記録により申立期間当時に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる者は、既に死亡又は所在不明のため、申立人の申立ての事実を確認できる供述を得ることはできない。

また、社会保険事務所の記録により、i) 申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者について、申立人は、自分より先に勤務していたとしていること、ii) 申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとして名前を挙げた者の中には、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない者が存在すること、iii) 申立人が事務の仕事をするようになった申立期間以後において、当該事業所には試用期間が存在したことを申立人自身が認識していることを踏まえると、事業主が何らかの基準により従業員ごとに判断し、厚生年金保険の加入手続を行っていたものと考えられる。

さらに、社会保険業務センターが保管する申立人に係る厚生年金保険被保険

者台帳においても、申立人の当該事業所における資格取得日は昭和 22 年 7 月 1 日と記載されており、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿の記録及び社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1041

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月から 15 年 1 月まで
申立期間は、A社に勤務し、月額 56 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 15 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年 3 月 5 日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（56 万円）が、13 年 2 月 1 日までさかのぼって 9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、決算報告書及び源泉徴収票により、申立人の申立期間に係る給与は 56 万円であり、報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、i) 社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、当該事業所の厚生年金保険被保険者は申立人のみであること、ii) 当該事業所の社会保険関係事務を受託していた社会保険労務士が申立期間に関する届書の作成については関与していないものの当該事業所に係る通常社会保険関係の届書は、申立人からの指示で作成していたと記憶していることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1042

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 12 月から 13 年 10 月まで

申立期間は、A社に勤務し、月額 88 万円の給与を受給していたが、社会保険事務所の記録によると、標準報酬月額が 11 万 8,000 円となっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によると、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成 13 年 11 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できる。同社が適用事業所に該当しなくなった後の同年 11 月 29 日付けで、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額（62 万円）が、12 年 12 月 1 日までさかのぼって 11 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人が所持していた源泉徴収簿により、申立人の申立期間に係る給与は 88 万円であり、報酬に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、申立人は当該事業所の代表取締役であり、社会保険事務所の記録により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる二人は、当該事業所の社会保険関係の事務を行っていたのは申立人であると述べていることから判断すると、被保険者記録の訂正の原因となった健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出については、申立人が直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと推認でき、当該行為について責任を負うべき立場にあるものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、当該標準報酬月額の減額処

理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月27日から2年7月4日まで

昭和63年5月から平成2年11月までA社（現在は、B社）に継続して勤務し、C社D事業所でE業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないため、これらの者から申立人の勤務状況等について確認することができないほか、社会保険事務所の記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された17人に照会したところ、回答があった14人のうち6人は「申立人と一緒に勤務していた記憶がある。」と供述しているものの、申立人が申立期間において継続して勤務していたことを確認できる供述は得られなかった。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人が昭和63年5月2日に当該事業所で同保険の被保険者資格を取得し、平成元年6月26日に離職した後、2年7月4日に再度同資格を取得し、同年11月30日に離職したことが確認でき、これは、厚生年金保険の加入記録と合致している。この一方で、上述の被保険者17人のうち6人については、社会保険事務所の記録によると、当該事業所における厚生年金保険の加入期間が申立人と同様に複数確認できるが、いずれも、各加入期間の間には他の事業所における同保険の加入記録が確認できることから、当該事業所においては、従業員がいったん退職して他の事業所に勤務し、その後再び当該事業所に勤務する場合が多くあったものと考えられる。

さらに、B社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

加えて、同社から、「A社の当時の事業主に確認したところ、『確証は無いが、申立人は、当時、当該事業所の元請けであったC社に籍を置き、同社で雇用されていた可能性もある。』とのことであった。」との供述があったことから、社会保険事務所が保管する申立期間当時のC社の厚生年金保険被保険者原票を調査したものの、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人のC社における加入記録は存在せず、ほかに申立人が申立期間において同社に在籍していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年12月15日から30年1月1日まで
② 昭和32年4月1日から33年2月1日まで
③ 昭和35年7月1日から36年8月1日まで

申立期間①は、A社B工場に勤務し、C業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同工場は途中からD社に名称が変わり、同社では同保険の加入記録が確認できる。

申立期間②は、E省F局G事業所（現在は、E省H局I事業所）B支所にJ職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、昭和35年7月1日から42年5月までK社（現在は、L社）に勤務し、M業務に従事していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の同僚の供述から判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和30年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚7人のうち二人は、いずれも、当該事業所において

厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の二人は、いずれも、申立期間①以前に当該事業所における同保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。この一方で、別の3人は、いずれも、申立人がD社で同保険の被保険者資格を取得した昭和30年1月1日に同社で政府管掌健康保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、いずれも、A社B工場では昭和29年12月1日に被保険者資格を喪失していることから、申立期間①においては厚生年金保険の加入記録が継続していないことが確認できる上、当該3人は、いずれも死亡又は所在が不明であることから、これらの者から当該事業所における同保険の適用状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所において最後に同保険の被保険者資格を取得した者の資格取得年月日は昭和25年11月25日であり、同日以降に被保険者資格を取得した者がいないことが確認できるほか、当該事業所において最も遅くまで被保険者であった者は、29年12月1日に資格喪失した、上述の3人及び申立人が当該事業所の事業主であったとする者であり、申立期間①において継続して被保険者であった者は一人もいないことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、何らかの理由により、勤務していた期間のすべてを被保険者とせず、申立期間①において入社した者については厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を行わなかったものと考えられる。

加えて、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 2 申立期間②については、E省H局I事業所に照会したものの、「当事業所が保管する当時の雇用台帳において、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚はいずれも記載されておらず、ほかに申立人がE省F局G事業所に勤務していたことを示す書類も無い。」との回答があり、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚5人のうち3人は、社会保険事務所の記録によると、いずれも、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の一人については申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、別の一人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所において同保険の被保険者であったことは確認できるものの、申立期間②の1年後の昭和34年5月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、同人は既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務状況等について確認する

ことができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間②前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者8人に照会したところ、申立人が勤務していたと主張するE省F局G事業所B支所で勤務していたとの供述が得られた者を含む二人から回答があったものの、いずれも、「申立人と一緒に勤務した記憶は無い。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

その上、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

- 3 申立期間③については、申立人が保管する表彰状及び感謝状から判断すると、期間及び身分（正社員か臨時社員か）を特定することはできないものの、申立人が申立期間③中にK社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、L社に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚6人のうち一人は、当該事業所で厚生年保険の被保険者であった形跡が無く、他の一人は、当該事業所における同保険被保険者資格の取得年月日が申立人と同日であり、申立期間③において同保険の被保険者であった形跡が無い上、その所在が不明であるほか、他の3人は、申立期間③において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるものの、いずれも既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務状況、当該事業所における厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。一方、当該6人のうち申立期間③において当該事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された一人に照会したものの、申立人が当該事業所で同保険に加入していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者7人に照会したところ、このうち勤務していた期間について供述が得られた4人のうち二人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ1年後、3か月後に同保険被保険

者資格を取得したことが確認できるとともに、このうち一人は、「当時、当該事業所では試用期間があり、当該期間において厚生年金保険料は給与から控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、「当時、当該事業所の従業員数は約 20 人であった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立期間③当時の当該事業所における厚生年金保険被保険者数は最大でも 8 人に過ぎないことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、すべての従業員を同保険に加入させていなかったものと考えられる。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立期間③について申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1045

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 5 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 12 月 29 日まで
③ 昭和 43 年 10 月ごろから 44 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 45 年 4 月 15 日から 46 年 4 月ごろまで
⑤ 昭和 59 年 6 月 1 日から 62 年 6 月まで

申立期間①は、A社（現在は、B社）のC部に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、D市E部（現在は、D市F局G部）に勤務し、同市内にあったH事業所でI業務等に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③及び④は、昭和 43 年 10 月ごろから 46 年 4 月ごろまで J 社 K 事業所に勤務し、L 部で M 業務を担当していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間⑤は、N社に勤務し、O業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、B社に照会したところ、「当時の職員給与名簿及び厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚はいずれも見当たらないため、両人が勤務していたかどうかは不明である。」との回答があり、申立人の主張を裏付ける資料や供述は得られなかった。

また、申立人がA社で一緒に勤務していたとする当該同僚は、社会保険事務所の記録によると、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人の所在は不明であることから、同人から、申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された15人に照会したところ、申立人が勤務していたとするC部に勤務していたとの供述が得られた者、当該事業所で社会保険事務を担当していたとの供述が得られた者等を含む11人から回答があったものの、いずれも、「申立人については知らない。」と供述している。

加えて、当該社会保険事務を担当していたとの供述があった者は、「当時は社員であれば必ず厚生年金保険に加入させており、現在会社が保管している被保険者名簿も自分が作ったものなので漏れは無い。加入記録が無いのであれば社員ではなかったと考えられ、また、社員であれば申立てのように同じ部署に4年もいることは無いと思う。」と供述している一方で、「当時、各部署には取引先からの派遣社員がおり、これらの者はA社で同保険に加入させることは無かったが、申立人もこのような派遣社員だったのでないか。」と供述しているものの、同人や上述のC部に勤務していたとの供述があった者等は、いずれも当時の同部署の取引先事業所の名称等を記憶していないほか、申立人も当該取引先事業所に係る記憶が無いことから、当該取引先事業所における厚生年金保険の適用状況等についても確認することはできず、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

2 申立期間②については、D市F局G部に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、当初、当該事業所に勤務していた期間を、厚生年金保険の加入記録が確認できる期間（昭和40年3月29日から41年1月1日まで）を含め、昭和40年3月から43年3月までの3年間として申し立てていたが、一緒に勤務していたとする同僚の一人の当該事業所における厚生年金保険の加入期間が昭和39年度及び40年度であることを同人を通じて

知った後に、勤務期間を 39 年度及び 40 年度の 2 年間に訂正したことを踏まえると、申立人の当該事業所に勤務していた期間に係る記憶は明確ではないものと考えられる。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間②のうち昭和 39 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間において、当該事業所とは異なる事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

一方、社会保険事務所の記録によると、申立人が申立期間②において当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人のうち一人は、申立期間②を含む昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 1 月 10 日までの期間及び同年 4 月 12 日から 41 年 1 月 1 日までの期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、「自分が当該事業所に勤務していた期間は覚えていないが、申立人と一緒に夏を 2 回迎えた記憶はある。」と供述しているが、同人が供述する最初の夏が 39 年であったとすると、上述の同年における申立人の当該事業所とは異なる事業所での同保険の加入記録を踏まえれば不自然である上、当該二人のうち他の一人が当該事業所において同保険の被保険者であった期間は、社会保険事務所の記録によると、申立人の当該事業所における同保険の加入記録が確認できる 40 年 3 月 29 日から 41 年 1 月 1 日までの期間及びその後の同年 4 月 15 日から 42 年 1 月 31 日までの期間であったことが確認できることから、同人は申立期間②において同保険の被保険者であった形跡が無いほか、「申立人とは一緒に勤務した記憶があるが、自分が当該事業所に初めて採用されたのは昭和 40 年であり、当該事業所を退職したのは申立人の方が先だった。」と供述しており、申立人が申立期間②において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者 8 人に照会したところ、申立人が勤務していたとする D 市 E 部 H 事業所に当時勤務していたとの供述が得られた二人を含む 5 人から回答があったものの、いずれも、「申立人については知らない。」としており、申立人が、申立期間②において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる供述は得られなかった。ちなみに、社会保険事務所の記録により、申立人の当初の申立期間であった昭和 41 年度から 43 年度までにおいて当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された者 6 人に照会したところ、D 市 E 部 H 事業所に当時勤務していたとの供述が得られた一人を含む 4 人から回答があったものの、当該期間についても、申立人が当該事業所で勤務していたことを確認できる供述等は得られなかった。

その上、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間②に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、J社が申立人の採用年月日について、同社が保管する採用決定稟議書に基づいて昭和43年12月16日であると供述していることから判断すると、申立人が申立期間③のうち43年12月16日から44年2月1日までの期間において同社K事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、J社に照会したところ、「当社K事業所の開店は昭和43年12月14日であり、同日以前に申立人が同事業所に勤務することはあり得ない。また、当社が保管する採用決定稟議書により、申立人が43年12月16日に採用されたことは確認できるものの、その決裁年月日は44年1月10日となっていることから、当時、年末年始をはさんで採用決裁が遅れたことにより、申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得届出が決裁の翌月初めになったものと考えられるが、同保険に加入させる前の期間について同保険料を給与から控除したことは無い。」との回答があり、申立人が昭和43年12月16日以前に当該事業所で勤務していたこと及び同日から44年2月1日までの期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける資料、供述等は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人に照会したところ、「自分は申立人と同期入社であったと思うが、厚生年金保険には加入せず、国民年金に加入していたため、厚生年金保険料も給与から控除されていなかった。同保険に加入するか否かは本人の希望によっていたと思う。」と供述しているとともに、社会保険事務所の記録により、同人が昭和36年4月から45年5月まで国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③及び④において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された7人に照会したところ、回答があった5人のうち一人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から2か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、同資格を取得する以前の期間において同保険料が給与から控除されたことをうかがわせる供述も得られなかった。

加えて、社会保険事務所の記録及びJ社から提供のあった申立期間③当時の採用者データにより、当該事業所で昭和43年11月1日から44年2月1日までの期間に採用された者25人のうち、厚生年金保険に加入したことが確認できる者は19人であり、このうち申立人を除く4人については、入社年月日から8日から19日遅れて同保険被保険者資格を取得していることが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、採用した従業員のすべてを同保険に加入させていたものではない上、同保険に加入させた者についても、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得していた旨の届出を行う取扱いがあったものとするのが妥当である。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間④については、J社が保管する申立人の退職届により、申立人が昭和45年4月15日に同社K事業所を退職したことが確認できる。

また、上記3で述べた、申立人が当該事業所に一緒に勤務していたとする同僚一人及び申立期間③及び④において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった者5人に照会したものの、申立人が昭和46年4月まで当該事業所に勤務していたことを確認できる供述は得られず、ほかに申立人が申立期間④において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、申立期間④に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 申立期間⑤については、N社が保管するO健康保険組合第1種組合員加入届及び同脱退届から判断すると、申立人が申立期間⑤のうち昭和59年9月21日から同年12月28日までの期間及び60年4月1日から同年12月28日までの期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、N社に照会したところ、「申立人は期間雇用者であり、当時、期間雇用者はO健康保険組合には加入させていたものの、厚生年金保険には加入させていなかった。また、これらの者の給与から厚生年金保険料を控除することは無かった。」との回答があり、申立人の主張を裏付ける資料、供述等は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚は、社会保

険事務所の記録によると、申立期間⑤において厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同人に照会したところ、「当該事業所には申立人に誘われて昭和60年3月に入社し、61年6月まで勤務していたが、厚生年金保険には加入しておらず、国民年金に加入していた。」と供述しており、同人が保管する申立期間⑤中の昭和61年6月分の給与明細書により、同人の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、社会保険事務所の記録により、同人が、当該事業所に勤務していたとする期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間⑤において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された4人に照会したところ、回答があった3人は、いずれも「自分は常勤者であったため厚生年金保険に加入していたが、当時、期間雇用者は健康保険には加入していたものの、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しており、さらに、このうち総務課勤務であったとの供述が得られた一人は、「厚生年金保険に加入していたのは職長級の者やQ職従事者だけで数人であった。申立人がR職として勤務していたことは記憶にあるが、期間雇用者であったため厚生年金保険には加入させていない。」と供述していることを踏まえると、当時、当該事業所では、R職等の期間雇用者として採用した者について厚生年金保険に加入させない取扱いがあったものとするのが妥当である。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは考え難い。

その上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

なお、申立期間⑤に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1046

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

自分は、A社の職員としてB社（現在は、C社）の設立準備に携わり、昭和 63 年 9 月に設立登記を行った後、平成元年 3 月 31 日にA社を退職し、同年 4 月 1 日からB社の代表取締役として同社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当時、当該事業所の従業員は、A社からの出向者又は派遣者であったため、同保険が適用されるのは自分だけだった。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

商業登記簿謄本の記録により、申立人が、申立期間においてB社の代表取締役であったことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成元年 6 月 1 日であり、申立期間においては同保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 9 人のうち、社会保険事務所の記録により、当該事業所又は当該事業所の関連会社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者 5 人の被保険者資格取得年月日を調査したところ、このうち一人は平成 8 年 4 月 1 日であり、他の 4 人はいずれも 9 年 4 月 1 日であることが確認できるとともに、いずれも同日以前はD共済組合に加入していたことが確認できることから、これらの者は、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所とな

った元年6月1日に被保険者資格を取得した者は申立人だけであり、その後2年2か月間は当該事業所で新たに被保険者資格を取得した者がいないことが確認できることから、申立人が名前を挙げた同僚以外の者が申立期間において当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡も無い。

さらに、C社に照会したところ、当時の資料は廃棄されているため、申立期間の当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができなかつたほか、当時、当該事業所の社会保険関係事務を代行していたE社に照会したものの、「当時の資料については、平成10年3月31日に委託解除された際に、当該事業所にすべて返却した。」との回答があったことから、当該事業所に係る厚生年金保険の適用手続の状況等についても確認することができず、ほかに当該事業所が申立期間において厚生年金保険の適用事業所に該当していたことをうかがわせる事情は見当たらない上、上述の同僚9人のうち申立人が当該事業所の総務部長であったとともに給与計算事務を担当していたとする者に照会したものの、申立期間において申立人の役員報酬から厚生年金保険料を控除したことを裏付ける供述は得られなかつた。

加えて、当該同僚9人のうち5人については、上述のとおり、いずれも、当該事業所等で厚生年金保険被保険者資格を取得する日までD共済組合に継続して加入していたことが確認できるところ、申立人及び複数の同僚が、「これらの者は、いずれもA社からの出向者であった。」と供述している一方で、申立人は、「自分は、A社を平成元年3月31日に退職した上で、当該事業所に勤務していた。」と供述していることを踏まえると、申立人と当該同僚5人は立場が異なっていたと考えられることから、申立人が、当該事業所で同保険被保険者資格を取得する日までD共済組合に継続して加入していたとも考え難い。

その上、申立人は、「当時、家族が病弱だったので、2か月間も健康保険の適用が無かつたとは考えられない。」と主張するが、社会保険事務所の記録によれば、申立人の健康保険証が交付されたのは、申立人が当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の平成元年6月27日であったことが確認できることから、申立人が申立期間において政府管掌健康保険に加入していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1047

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 8 月ごろから 22 年 8 月 31 日まで

申立期間はA社B支店（現在は、A社C支店）及び同支店D営業所に勤務しており、E業務に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚等の供述から判断すると、申立人が、期間及び身分（正職員か臨時職員か）を特定することはできないものの、A社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社C支店及びF健康保険組合に照会したところ、いずれも、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況等については確認できなかった。

また、申立人が当該事業所で同じ業務に従事していたとする同僚5人のうち二人は、社会保険事務所の記録によると、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いほか、他の二人のうち一人は既に死亡しており、別の一人は所在が不明であることから、これらの者から申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間当時、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに、生存及び所在が確認された9人に照会したところ、回答があった7人のうち二人は、社会保険事務所の記録によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ2か月後、1か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、このうち申立人と同

様にE職であり、A社B支店管内営業所において課長であったとの供述が得られた者は、「入社当初は試用期間があり、入社2か月後に本採用となった。」と供述しているほか、他の一人は、「入社当初は厚生年金保険料を給与から控除されなかった。」と供述している。この一方で、当該7人のうち、社会保険事務所の記録により、自身が記憶する入社時期と、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が一致していることが確認できる者一人は女性であり、庶務課の事務員であったとの供述が得られたほか、申立人が名前を挙げた上述の同僚5人のうち生存及び所在が確認された一人は、同人が当該事業所に勤務した時点で同保険に加入したことがうかがえるものの、上述の被保険者7人のうち一人の供述によると、同人は当該事業所に勤務する以前から、当該事業所に統合された地元の企業に勤務していた者であり、当該事業所で新規採用された者ではなかったと考えられる。このように、申立人が同じE職であったとする複数の同僚が当該事業所で厚生年金保険に加入していた形跡が無いこと、及び当該事業所において、申立人と同様にE職として新規採用された者が採用と同時に厚生年金保険に加入した例が確認できないことを踏まえると、当該事業所では、E職として採用した者について、そのすべてを厚生年金保険に加入させていたものではなかったと考えられる上、同保険に加入させる場合であっても、採用後一定期間において同保険被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 10 月 31 日まで
高校を卒業する際、A町役場(現在は、B市役所)に就職が決定しており、昭和 30 年 3 月 5 日から同月 31 日まで同町役場にアルバイトとして勤務し、同年 4 月 1 日に正式採用となったが、同日付けで同町役場の総務課長から、A町C事業所の業務を手伝うよう指示を受けた。

昭和 34 年 10 月末日にA町C事業所を退職する際、私がA町役場に在籍していなかったことを知ったが、たとえ移籍出向であっても、同事業所における厚生年金保険の加入記録はあると思っていた。

保険料控除に関する記憶は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A町C事業所の運營業務を担当していたA町役場職員の供述及びA町から当該事業所の運營業務を引き継いだ農業協同組合職員の供述から判断すると、退職日の特定はできないものの、申立人が、昭和 30 年 4 月 1 日から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所となった形跡が無く、昭和 42 年 11 月 15 日に解散している上、事業主は既に死亡しているほか、当該事業所の申立期間当時の事務担当者は連絡先が不明であることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、当初、当該事業所の業務を運営していたA町役場は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、その後、同事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日が不明であることから、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所であった可能性があるもの

の、A町役場が保存する町職員の採用辞令簿には、申立人の名前が無いことから、申立人がA町役場の職員として、当該事業所に勤務したとは考え難い上、当時、当該事業所の業務を担当していたA町役場の職員からは、「私は、昭和30年4月にA町C事業所を立ち上げた後、同年7月に異動となり、同事業所の業務は、同僚の職員が引き継いだ。A町がC事業所の業務の運営を担当していた30年4月から31年3月までの期間は、私もその同僚も、同事業所の事業を軌道に乗せるのに精一杯であった。このため、同事業所の職員を厚生年金保険に加入させるという認識が無く、保険料も控除していなかったと思う。」との供述があった。

さらに、昭和31年4月にA町役場から当該事業所の業務の運営を引き継いだD農業協同組合（現在は、E農業協同組合）、F農業協同組合（現在は、E農業協同組合）及びG農業協同組合（現在は、H農業協同組合）は、社会保険事務所の記録によると、申立期間のほとんどの期間において、いずれも厚生年金保険の適用事業所に該当していることが確認できる。しかし、E農業協同組合では、申立期間当時の関係資料が無いとしていることから、申立人の厚生年金保険の適用について確認できない上、H農業協同組合については、当該事業所の申立期間当時の業務報告書を一部保管しており、この中の決算報告には、社会保険料の控除及び納付に関する記載が無い。

加えて、社会保険事務所が保管するこれら3農業協同組合の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。